

草津市MICE誘致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 会長は、本市へのMICE誘致を促進し、もって市内産業の活性化ならびに本市の観光および文化の振興に資することを目的とし、市内でMICE事業を行う者に対して、予算の範囲内においてMICE誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション等 学会、大会、会議、研修会、シンポジウムその他これらに類するものとして会長が適当と認める集会をいう。
- (2) エクスカーション等 コンベンション等を開催する者が企画および実施する観光、視察等であつて、市内の飲食店（配達飲食サービスを含む。）の1か所以上および市内の有料観光施設または飲食店（配達飲食サービスを除く。）を1か所以上利用する（コンベンション等の参加者のうち20人以上が参加するものに限る。）ものをいう。

(補助事業の区分等)

第3条 補助金の交付対象となる事業の区分、補助事業の要件、補助金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治的もしくは宗教的な活動または専ら営利もしくは開催者（その構成員を含む。）の福利厚生を目的とするもの
- (2) 国または地方公共団体が開催するもの
- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する者が開催するもの
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 役員等（個人にあつてはその者を、法人にあつては役員または支店もしくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であると認められる者
 - ウ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用したと認められる者
- (4) その他会長が適当でないとする者

(補助金の額等)

第4条 コンベンション等開催事業に係る補助金の額および交付限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 エクスカーション等実施事業に係る補助金の額は、当該補助事業の実施に当たり参加者の移動手段としてエクスカーション等を実施する者（以下「実施者」という。）が借り上げる乗合バス（滋賀県内に営業所を置くバス事業者および観光事業者が手配するものに限る。以下「借上げバス」という。）1台ごとに、次の各号に掲げる額を比較していずれか少ない方の額（以下「選定額」という。）を算定し、当該補助事業において用いる全ての借上げバス（当該補助事業において5台以上の借上げバスを利用する場合にあっては、実施者が選択する任意の5台の借上げバス）に係る選定額を合計した額とする。

(1) 当該借上げバスに係る補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 70,000円

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、MICE誘致事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支計画書（別記様式第3号）

(3) 誓約書

(4) 開催者が法人または団体である場合にあっては、役員等名簿（別記様式第4号）

(5) その他会長が必要と認める書類

2 前項の規定に基づく申請を行う場合は、事前に計画の概要を示した事前計画書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、MICE誘致事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）を申請者に送付するものとする。

2 会長は、補助金を交付しないものと決定したときは、MICE誘致事業補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

(決定の変更申請等)

第7条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した後、補助事業等の変更が生じるときは、あらかじめ、MICE誘致事業補助事業変更承認申請書（別記様式第8号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金等の交付の目的に支障がないと認められる変更であって、規則第7条による決定の変更申請を行う場合は、第5条の規定を準用する。

2 会長は、前項に基づく承認を行うときは、MICE誘致事業補助事業変更承認決定通知書（別記様式第9号）により、通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 第6条第1項および前条第2項の規定による通知を受けた者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内にMICE誘致事業補助金交付申請取下届出書(別記様式第10号)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の実績報告をしようとする者は、規則第13条の規定にかかわらず、MICE誘致事業実績報告書(別記様式第11号)に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(別記様式第12号)
- (2) 収支決算書(別記様式第13号)
- (3) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し
- (4) その他会長が必要とする書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後1月以内または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月2日までのいずれか早い日までとする。

(額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、MICE誘致事業補助金額の確定通知書(別記様式第14号)により通知するものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第16条第1項の規定により提出しなければならない交付請求書は、MICE誘致事業補助金交付請求書(別記様式第15号)により行うものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助対象者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助事業の区分	補助事業の要件	補助対象者	補助対象経費
コンベンション等開催事業	次の各号のいずれにも該当するコンベンション等を開催する事業であること。 (1) 市内で開催されるものであること。	当該コンベンション等の開催者 (複数の者が共	会場使用料、会場工事費、運営委託費、通信機器等備

	<p>(2) 開催期間が1日以上(国際コンベンション等に該当しないコンベンション等にあつては、2日以上)であること。</p> <p>(3) 参加者数(各参加者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によりコンベンション等を開催する場合にあつては、当該方法により参加する者の数を含まないものとする。)が50人以上であること。</p> <p>(4) 開催者から当該コンベンション等の参加者に対して、市内の宿泊施設および観光に係る情報が提供されていること。</p> <p>(5) 当該コンベンション等の開催に付随して、エクスカーション等(国際コンベンション等に該当しないコンベンション等であつて、参加人数が50人から199人までの規模については、エクスカーションの実施に代えて市内宿泊)が実施されること。</p> <p>(6) 国際コンベンション等に該当しないコンベンション等にあつては、地方大会以上の規模であること。</p>	<p>同して開催する場合にあつては、その代表者)</p>	<p>品賃借料、備品購入費、印刷製本費、筆耕翻訳料その他補助事業の実施に要する経費であつて会長が適当と認めるものとする。ただし、飲食に係る経費は、交付の対象としない。</p>
<p>エクスカーション等実施事業</p>	<p>次の各号のいずれにも該当するエクスカーション等を実施する事業であること。</p> <p>(1) 市外で開催されるコンベンション等に付随して実施するものであること。</p> <p>(2) 滋賀県内に営業所を置くバス事業者および観光事業者が手配する借上げバスを利用して実施するものであること。</p> <p>(3) 参加者数(当該コンベンション等およびエクスカーション等のいずれにも参加する者に限る。)が20人以上</p>	<p>当該エクスカーション等が付随するコンベンション等の開催者(複数の者が共同して開催する場合にあつては、その代表者)</p>	<p>バスの借上げ経費</p>

	<p>であること。</p> <p>(4) 開催者から当該コンベンション等の参加者に対して、市内の宿泊施設および観光に係る情報が提供されていること。</p>		
--	---	--	--

備考 この表において「国際コンベンション等」とは、次のいずれにも該当するコンベンション等をいう。

- (1) 日本を含む3か国以上の出身国の参加者が参加するものであること。
- (2) 参加者数の5分の1以上が当該コンベンション等への出席を目的として国外から参加するものであること。(オンライン参加を除く。)

別表第2 (第4条関係)

区分	参加者数	補助限度額	補助金の額
国際コンベンション等	50人から299人まで	500,000円	<p>次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。(国際コンベンション等に該当しないコンベンション等のうち、50人から199人までのコンベンション等を除く。)</p> <p>(1) 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)と、補助限度額とを比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 補助対象経費から、当該補助事業に対して国または地方公共団体が交付する補助金等その他収入の額を控除して得た額</p> <p>国際コンベンション等に該当しないコンベンション等のうち、50人から199人までのコンベンション等については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額と、市内宿泊施設への宿泊者数に3,000円を乗じた額もしくは補助限度額とを比較</p>
	300人から499人まで	1,000,000円	
	500人から999人まで	1,500,000円	
	1,000人以上	2,000,000円	
国際コンベンション等に該当しないコンベンション等	50人から199人まで	300,000円	<p>(1) 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額と、市内宿泊施設への宿泊者数に3,000円を乗じた額もしくは補助限度額とを比較</p>
	200人から999人まで	500,000円	
	1,000人から1,999人まで	1,000,000円	
	2,000人から2,999人まで	1,500,000円	
	3,000人以上	2,000,000円	

			<p>していずれか少ない額</p> <p>(2) 補助対象経費から、当該補助事業に対して国または地方公共団体が交付する補助金等その他収入の額を控除して得た額</p>
<p>エクスカ ション等</p>	<p>20人以上</p>	<p>1台あたり 70,000円 ※上限5台</p>	<p>次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、補助限度額とを比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 補助対象経費から、当該補助事業に対して国または地方公共団体が交付する補助金等その他収入の額を控除して得た額</p>